

令和8(2026)年度イノベーションエコシステムプロジェクト支援事業に係る ピッチイベント運営業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する令和8(2026)年度イノベーションエコシステムプロジェクト支援事業に係るピッチイベント運営業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

令和8(2026)年度イノベーションエコシステムプロジェクト支援事業に係るピッチイベント運営業務

2 業務の目的

新たなイノベーションの創出が期待できる中堅・中小企業（スタートアップ企業含む）、大学等による産学官金の連携体構築を支援するため、東京圏のイノベーションコミュニティ（スタートアップ、大企業、大学、投資家等が集積する拠点）において、県内中堅・中小企業やスタートアップ等が自社の抱える課題等について、聴講者に投げかけるピッチイベントを実施し、連携体構築のきっかけとなる場を提供する。

そのため、オープンイノベーションに関する機運醸成を図るプレセミナーの開催、登壇企業の掘り起こし及び課題整理・ピッチ高度化に向けたメンタリング、効果的なリバーズピッチイベントを実施し、イベント後においては、提案・引き合いのあった企業の精査やマッチング支援等のフォローアップを実施することで、確度の高いマッチングにつなげ、将来的な共同プロジェクトの創出を目指す。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9(2027)年2月26日（金）まで

4 業務内容

乙は、本仕様書に基づき、次の業務を実施すること。

なお、各項目の履行の前には、甲との協議を行い、必要に応じて実施内容を適宜柔軟に見直すこと。

(1) プレセミナーの企画・実施

オープンイノベーションへの理解促進及びピッチイベント参加企業の掘り起こしを目的としたプレセミナーを実施すること。

ア 開催時期：令和8(2026)年7月の平日

イ 開催方法：オンライン

ウ 内容：

(ア) オープンイノベーションの基礎（意義・必要性・手法）

(イ) 取組事例の紹介

エ その他：

(ア) ピッチイベントへの参加意欲を喚起し、登壇企業の発掘につながる内容とすること

(2) 登壇企業の募集・選定及びメンタリング

リバースピッチイベントに登壇する企業の募集・選定及び選定した企業のピッチの質向上に向けた支援を行うこと。

ア 募集・広報

(ア) 登壇企業募集時期：8月下旬～9月上旬

(イ) 参加者募集時期：9月下旬～イベント当日

イ 選定

(ア) 登壇企業（2社程度）を選定

(イ) 選定方針・基準は甲と協議のうえ決定

ウ メンタリング（伴走支援）

(ア) 対象：登壇企業

(イ) 実施時期：令和8（2026）年10月

(ウ) 回数：1社あたり3回程度

(エ) 内容：

a イノベーションテーマの具体化

b 自社課題・リソース整理

c 協業先に求める条件の明確化

d ピッチ内容のブラッシュアップ

(3) リバースピッチイベントの企画・実施

外部連携によるイノベーションを求める企業等と、革新的な技術・アイデアを有するスタートアップ等とのマッチングを図るピッチイベントを開催すること

ア 開催期間：令和8（2026）年10月19日（月）～10月31日（金）のうち平日

イ 開催時間：18:00～20:00

ウ 開催場所：LiSH（東京都港区高輪2丁目21-1）※会場手配は甲が実施

エ 開催方法：現地及びオンラインのハイブリッド形式

オ 内 容：

(ア) 栃木県内の中堅・中小企業及びスタートアップ企業による、自社の事業紹介や自社が抱える課題についてのピッチ（8社程度、1社5分程度）

(イ) 栃木県内自治体等による、中堅・中小企業、スタートアップ企業等向け支援施策紹介

(ウ) 参加者同士のネットワーキング（交流会）

(4) リバースピッチイベント当日の運営

乙は、甲と連携、協力し、コメンテーターを配置の上、当日の円滑な運営にあたること。それぞれの人数は甲と協議の上決定すること。

運営にあたっては、イベントスタッフを配置の上、来場者に対し会場内の安全確保に努めること。イベントスタッフの人数は甲と協議の上決定すること。

参加者同士のネットワーキング（交流会）ができる場を準備及び運営すること。

基本的な感染対策を徹底した上で、イベントを実施すること。

対面以外でのイベント内容把握が可能となるよう、録画、撮影、オンライン配信を行い対応すること。なお、オンライン配信の専属担当者を配置すること。

(5) 広報

乙は、イベント周知及び参加者募集用のPeatixページ等を作成し、各関係機関等に対し広報、募集を行うこと。また、乙の会員宛で周知すること。

なお、広報物の内容はすべて事前に甲と協議し、内容の確認を受けること。

(6) アンケート調査の実施

乙は、登壇者及び来場者に対しアンケート調査を実施し、回収及び集計するとともに、実施効果について分析し、甲に報告すること。

(7) イベント後フォローアップ

マッチングの具体化に向けた伴走支援を実施すること。

(ア) 実施期間：令和8（2026）年12月中旬～令和9（2027）年2月上旬

(イ) 回数：1社あたり3回程度

(ウ) 内容：

a ピッチ・動画配信等による提案募集結果の整理

b マッチング候補企業の選定・精査

c 協業に向けた具体的な調整支援

(8) その他運営に必要な業務

乙は、その他運営に必要な業務を、甲の指示に従い行うこと。

5 成果物の提出

乙は、委託業務完了後、甲が別途指定する期日までに、甲に対し次のとおり成果物を提出すること。

(1) 実績報告書（任意様式）

(2) 収支報告書

(3) 実施概要

(4) 制作物一覧

(5) 来場者数

(6) 登壇者及び来場者へのアンケート及び分析結果

(7) イベント動画記録（アーカイブ配信用）

6 委託料の支払い

委託料の支払いは、原則として事業完了検査後の精算払いとする。

7 その他

(1) 乙は本県の条例、規則等を遵守し、真に甲の立場に立ち業務の遂行にあたること。

(2) 仕様書に明示のない事項又は業務上疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定の上、業務を進めるものとする。

(3) 仕様書に記載の業務を実施した際に想定される成果と同等以上の成果が見込まれる場合、甲と乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。

(4) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、その内容及び委託先について、事前に甲の承諾を得ること。

- (5) 委託事業の実施に伴う著作権の権利は、甲に帰属するものとする。また、本事業の実施にあたって、第三者が権利を有する著作物等を利用する場合は、乙の責任において、その権利の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る手続きを行うこととする。
- (6) 乙は、委託業務を実施するにあたって発生した損害（第三者に及ぼした損害と含む。）に伴い生じた経費を負担するものとする。
- (7) 乙は、委託業務を実施するにあたって、業務上知り得た秘密を洩らし、または委託業務以外に利用することはできないものとする。委託事業終了後もまた同様とする。
- (8) 乙は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類などを整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。
- (9) 本業務は、国の交付金を財源として実施する事業であるため、事業終了後、乙は甲の求めに応じて、事業に要した経費に関する会計書類及び証憑書類等を提出すること。また、会計検査院等が実施する甲に対する検査について、乙は必要に応じて協力すること。